

令和5年度 買い物機能強化等支援事業

(名取市買い物機能強化等支援事業補助金)

【手続要領】

1 事業の目的

スーパー等の撤退や高齢化により、日常生活に必要な食料品及び生鮮三品並びに日用品等の買い物が困難な状況に置かれた地区・高齢者を対象とし、地域の買い物機能の強化及び拡充を図る民間事業者等が行う地域の買い物機能強化の取り組みに対し、支援を行い、安心して生活できる生活環境の提供及び高齢者の外出促進を目的としております。

2 補助対象者

以下に記載のある市内の商業振興に資する事業者又は団体等(民間事業者)とします。

- 商店街振興組合・商店街振興組合連合会
- 事業協同組合・事業協同小組合・協同組合連合会
- 商工会
- 特定会社(まちづくり会社等)
- NPO法人
- 社会福祉法人
- 一般社団法人・一般財団法人
- 民間企業者
- 複数の事業者で構成された任意団体

個人や自ら事業の実施主体となる意志がなく、名取市や第三者が企画を実現することを期待するだけの主体は対象となりません。

なお、名取市が提案内容を採択し、事業を実施する場合には、次に掲げる事項等に該当しないことが条件となりますので、あらかじめご承知おき願います。

- (1) 市税を滞納しているとき
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であるとき
- (3) 暴力団等の反社会的勢力と関係を有しているとき
- (4) 名取市から指名停止処分を受けているとき

3 補助対象事業

(1) 買い物機能強化事業補助金

区域内にスーパー等がない地域（大型小売店舗から半径 500m 以上離れている地域）に対して、地域の現状とニーズを捉えた高齢者等の買い物困難者への買い物機会の提供及び支援、並びに外出促進の効果が得られる新たな販売手法に取り組む事業

（事業例）

- ① 市内の地域に店舗を作る事業
無店舗地区へのスーパーの設置等
- ② 市内の地区に商品を届ける事業
食料品及び日用品等の移動販売
- ③ 市内の商店街へ送迎する事業
商店街による買い物ツアーの実施、送迎サービス等
- ④ その他買い物機能強化・拡充のために市が必要と認める事業

(2) 買い物困難者支援事業運営補助金

(1) で採択された事業者に対し、買い物支援事業の安定運営と、地域住民の要望に応えた事業の拡大・買い物困難地域の解消が図れるよう補助を行う。

※ (1) で採択後の翌年度から最大2か年

4 補助対象経費

補助の対象となるのは、事業実施期間内に発生する経費の内別表 2 に掲げる経費です。
（補助上限額、補助率は別表 1 のとおり）

別表 1

事業区分	事業内容	補助上限額	補助率
(1) 買い物機能強化事業補助金	地域の現状とニーズを捉えた高齢者等の買い物困難者への買い物支援及び高齢者の外出が促進される新たな販売手法に取り組む事業者に対し、補助を行うもの。	150万円	1/2
(2) 買い物困難者支援事業運営補助金 （(1) 採択後の翌年度から最大2か年）	(1) で採択された事業に対し、翌年度から2年を限度に買い物支援事業の安定運営と、地域住民の要望に応えた事業の拡大・買い物困難地域の解消が図れるよう補助を行うもの。	50万円	

*1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

*応募された全ての事業に支援を行うものではなく、予算の範囲内において支援を行います。

別表 2

補助対象経費	
補助対象事業 (1)	<p>当該事業に要した経費の内以下のもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 謝金 (外部専門家・講師等に対する謝金) ② 旅費 (外部専門家・講師等に対する旅費) ③ 消耗品費 (事務用品等の購入費等) ※食料費は対象外 ④ 印刷製本費 (パンフレット・チラシ等の印刷費) ⑤ 広告料 (テレビ・ラジオ・新聞雑誌等の広告費) ⑥ 委託料 (ホームページ作成等の委託費) ⑦ 使用料及び賃借料 (会場・店舗・車両・機器等の使用 (賃借) 料) ⑧ 工事請負費 (建築・改装費) ⑨ 備品購入費 (車両・機器等の購入費) <p>※人件費・燃料費・光熱水費等のランニングコストは対象外</p>
補助対象事業 (2)	<p>当該事業に要した経費の内以下のもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 修繕費 (店舗・備品等の補修費) ② 人件費 (事業実施のために必要なパート・アルバイト等に対する賃金) ③ 消耗品費 (事務用品等の購入費等) ※食料費は対象外 ④ 光熱水費 (電気、ガス、水道及び冷暖房使用料) ⑤ 燃料費 (自動車のガソリン等) ⑥ 通信運搬費 (電話・FAX・インターネットの通信費・郵便・運送費)

5 補助対象外の事業

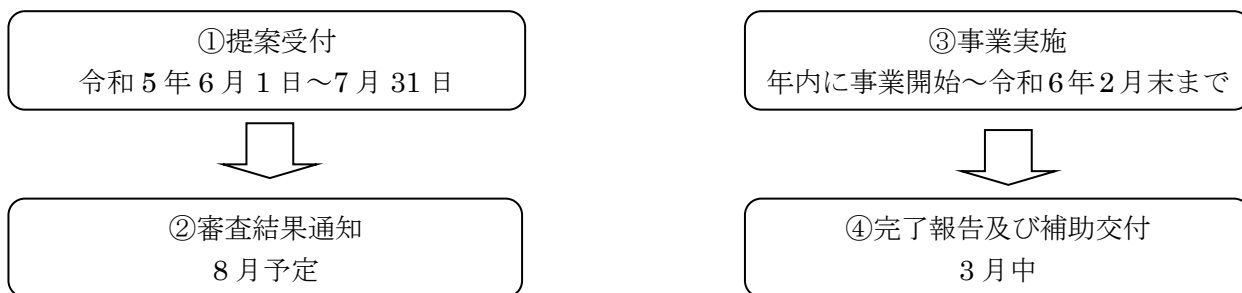
次に掲げるいずれかに該当する事業は、対象となりません。

- ① 市が実施する他の補助金・助成金等の交付を受け実施する事業
- ② 特定の世帯又は施設等を訪問しての販売又は宅配のみを行う事業
- ③ 商業施設以外に、医療機関や公共施設等を循環するデマンド交通サービス事業やバス運行事業
- ④ 本補助金と同様の趣旨の他の補助金・助成金等の交付を受け実施する事業
- ⑤ その他、法令等により制限を受ける事業

※事業実施期間は交付決定から令和6年2月末までであり、事業期間以外に支出を行った経費については対象となりません。

6 応募提案のスケジュール・応募方法等

(1) スケジュール



右上へ

(2) 提案応募の手続き

別紙「提案書」を政策企画課にメール、郵送、持参等により期限内まで提出ください。

なお、事業提案の内容等により、名取市において参加資格等の確認をするための書類等の提出を求める場合があります。

※提出された企画提案書等の書類は、法人・個人の著作物であっても「名取市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。

7 応募内容の審査・結果の公表

応募いただいた提案書は、審査基準に照らし、その効果や実現可能性等の視点により内容を審査し、採否を決定します。

審査結果は、いずれの場合も、応募者に通知します。

8 問い合わせ先

担 当 宮城県名取市 企画部 政策企画課 政策係

メール kikaku@city.natori.miyagi.jp

住 所 〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田80(市役所本庁舎3階)

T E L 022-724-7144 (直通)

F A X 022-384-9030